

きりん舎基金 研究・制作費の助成に関する取り扱いの規程

(趣旨)

第1条 この規程は、NPO法人きりん舎（以下「きりん舎」という。）が学校法人瓜生山学園京都芸術大学（以下「本学」という。）に在籍する学生に対して行なう研究・制作活動の助成に関する取り扱いについて、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学に在籍する学生が行なう障がいを持つ人たちの芸術・表現活動の振興に資する研究・制作活動を支援するため、きりん舎が助成金を支給する。

(対象となる研究・制作)

第3条 障がいを持つ人たちの芸術・表現活動の振興に資する制作・研究活動を対象とする。

2 助成金の対象者は以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都芸術大学通学課程に在籍する25歳未満の者
- (2) 京都芸術大学通信教育課程に在籍する40歳未満の者

(助成対象者と助成額の決定)

第4条 助成額は、年間総額500,000円を上限とし、研究・制作内容に応じて一人あたり100,000円もしくは200,000円とする。

2 助成は同一対象者に一度限りとする。

(申請方法)

第5条 申請を希望する者は、次の書類を教学窓口に提出しなければならない。

- (1) きりん舎基金研究・制作費の助成申請書
- (2) その他必要に応じて各種証明書類

(推薦者の選考および決定)

第6条 前条により申請した者の選考は、通学課程及び通信教育課程の大学院研究科長及び芸術学部長による選考会議を行ない前2条及び3条を踏まえ選抜する。

- 2 選考会議で選抜した者をきりん舎へ推薦し、きりん舎の承認を得た者に助成を行なう。
- 3 選考会議を行ない、推薦者を速やかにきりん舎へ報告する。

(通知)

第7条 助成決定は、学生本人に通知する。

(助成金の支給と執行)

第8条 助成金は、きりん舎から承認された金額を振込みにて給付する。

- 2 助成決定者は、助成金を受領した旨の受領証を本学に提出し、本学はそれをきりん舎に提出する。
- 3 助成決定者は、本学に在籍している期間内の支出についてのみ助成金を使用することができる。

(報告)

第9条 助成決定者は、研究・制作活動が終了した年度内に、本学及びきりん舎に研究・制作活動に関する成果を報告しなければならない。

2 成果の報告は、次の各号に掲げる何れかの方法とする。

- (1) 卒業制作作品のレジュメ
- (2) 論文
- (3) 研究ノートもしくは制作ノート
- (4) 作品ポートフォリオ
- (5) 上記に順ずると認められる成果物

(届出)

第10条 助成決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度速やかに本学 教学支援一課に届け出なければならない。ただし、既に活動が終了し、成果報告が完了している場合はその限りではない。

- (1) 退学、除籍により学籍を失ったとき。
- (2) 停学などの処分を受けたとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他、給付を必要としない事由が生じたとき。

(取消しおよび返還)

第11条 助成決定者が本学に在籍する期間において、次の各号のいずれかに該当するときは助成を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

- (1) 退学、除籍により学籍を失ったとき。
- (2) 停学などの処分を受けたとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他、給付を必要としない事由が生じたとき。

(所管)

第12条 本規程に関する事務は、通学課程事務局 教学支援一課が行なう。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、選考会議でおこなう。

附則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

この規程は、2020年6月30日に改定した。